

(1)

社協だより

令和6年10月1日

ふれあいネットワーク



社協だより

第123号

編集・発行

社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会
六ヶ所村大字平沼字二階坂92-7
(六ヶ所村老人福祉センター内)
TEL 75-3000・75-2292 FAX 75-2292

かかれました。短い時間でしたが、高齢者に対する理解を深めていました。参加いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

懸命取り組み、高齢者に対する理解を深めています。

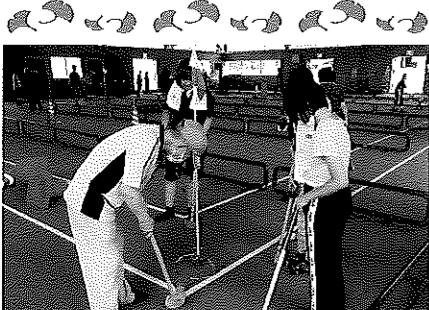
「高齢者が困っていたら助けたい。」などの感想が聞こえます。

童・生徒からは、「体を思うように動かせない。」



ボランティアスクール

8月7日・8日の2日



間、六ヶ所村地域交流ホー
ムにおいてボランティアス
クールを開催しました。村
内の小学校4年生から中学
校3年生までを対象とし、
20名の児童・生徒にご参加
をいただきました。六ヶ所
村役場地域包括支援セン
ターの保健師より、障害者
と高齢者についての講話
と、実際に80歳の身体を体
験する高齢者疑似体験及び
車いすの操作を実践してい
ただきました。参加した児

童・生徒からは、「体を思
うように動かせない。」
「高齢者が困っていたら助
けたい。」などの感想が聞
こえます。

がどうございました。

はボランティアで、大会運営の設営から片付けまでご協力いただきました。誠にあり

令和6年10月1日

社協だより

(4)

福祉資金のご活用を

社協では、低所得世帯等を対象に、応急の費用に困る方に無利子で資金を貸付します。

対象者は社協で必要と認めた方で保証人が必要です。(※なお、本資金は寄附金等村民の善意のお金を原資として貸付しています。)

借り入れについては社協、地区民生委員までお申し込み下さい。

生活福祉資金

村社協では県社協より委託を受け、低所得世帯等を対象に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために資金を貸付しています。

資金の種類により貸付条件、貸付限度額(特別枠)添付書類等が異なりますので、詳しくは社協、地区民生委員までおたずね下さい。

◇たすけあい資金

資金の種類	償還期間	貸付限度額	償還方法
生活保護立替金	貸付日より6ヶ月以内	50,000円以内	分割又は一括
自立更正資金			
応急援護資金			

◇生活福祉資金

資金の種類	貸付条件				
	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:12ヶ月以内	最終貸付日 から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可
	住居入居費※1 ・住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内			
福祉資金	一時生活再建費※1 ・生活を再建するために、一時的に必要かつ日常生活費で購うことが困難である費用	60万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
	福費 ・日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要と見込まれる費用	580万円以内			
教育支援資金	緊急小口資金※1 ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日 から 2ヶ月以内	据置期間 経過後 12ヶ月以内	無利子 不要
	教育費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専・短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内			
不動産担保型生活資金	就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内	卒業後 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子 不要 世帯内で連帯借受人が必要
	不動産担保型生活資金 ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間:※2			
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間:※2	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3% 又は 長期プライム レートの いざれか 低い利率 必要 推定相続人の 中から選任 不要

社協だよりの発行には、共同募金の配分金が、使われております。

※1 …生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用を要件としています。
※2 …借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。

たすけあい資金



第36回六ヶ所村高齢者スポーツ大会開催

9月4日（水）六ヶ所

村総合体育館において、
第36回六ヶ所村高齢者ス

ポーツ大会が開催されま

した。村内の老人クラブ

が4チームに編成され、

お互いに協力しながら

チーム優勝を目指して競

技に取り組みました。

また、当時は日本原燃

労働組合の皆さまには、

ボランティアで、大会運営

の設営から片付けまでご

協力をいただきました。

誠にありがとうございました。
大会結果は次のとおりです。

・優勝

庄内・千歳・千歳平チーム

・準優勝

泊チーム

・第三位

老部川・尾駒浜・尾駒チーム

♦ 善意の寄附 ♦

ボランティアグループ鈴の会員募集



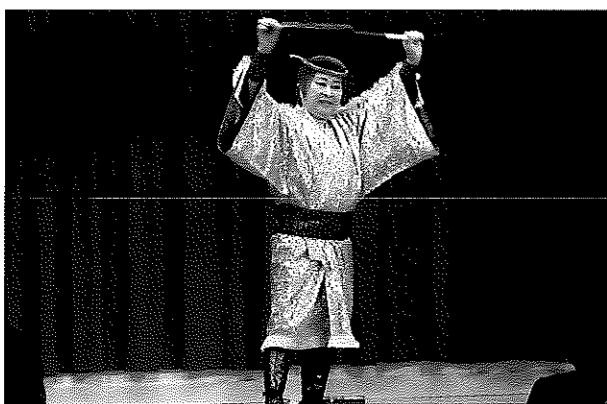
（電話 75-30000）

ボランティアグループ鈴の会では、一緒に活動する仲間を募集しています。ボランティア活動を通じて、地域社会の多様なニーズに貢献し、個人や地域、文化の多様性を尊重しながら共生できる社会を目指して、活動・研修を行っています。主な活動内容は、樂寿食事会等、会員同士の交流や年一回の会員研修会等、会員同士の交流を図りながら、和気あいあいと活動しています。ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

次の方々から、心温まるご寄附を頂きました。善意による寄附金は、福祉基金として積み立て災害時等に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

・五〇、〇〇〇円

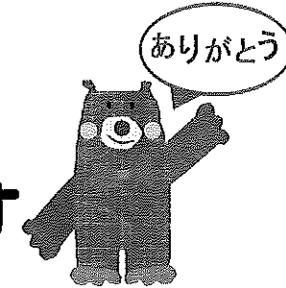
家元 三葉 秀寿 様



三葉流 家元 三葉秀寿 様

赤い羽根共同募金

10月1日よりはじまります



令和6年度
六ヶ所村目標額

2,220,000円

赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉事業法」に位置づけられ、全国一斉に展開されています。

みなさまからお寄せいただく寄附金は、地域福祉の充実のために役立てられています。

令和5年度募金運動により、六ヶ所村社会福祉協議会に1,580,000円が配分されました。配分金は次のように使われています。（令和6年度使用分）

○老人福祉活動費

一人暮らし等ふれあい食事会	950,000円
---------------	----------

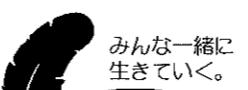
○福祉育成・援助活動費

福祉チャリティーショー事業費	120,000円
障がい者レクリエーション事業費	130,000円
ひとり親世帯等への支援事業費	100,000円
広報活動費（社協だより）	280,000円

計 1,580,000円

ご家庭で、職場で、学校で、共同募金はいつでも、どこでも参加できるボランティア活動です。

今年もみなさまのご協力をお願いします。



赤い羽根
共同募金

10月1日▶3月31日

共同募金への寄附金には税の特典があります。

- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税控除の対象になります。
- 共同募金運動期間以外も寄附金を取り扱っています。

